

令和7年度第7回総会（月例）議事録

日 時	令和7年9月29日（月） 午前10時開会			
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室			
出席委員 (19名)	仮屋 幸孝（会長） 永尾 寛（会長代理） 鳩宿 隆雄（運営委員） 有村 伊智博 内 たみ子 奥 賢一 押領司 美和子 黒沢 佐和美 國生 謙 迫 智子 鳥丸 俊秀 中村 敬志 浜田 春義 林 大史 平原 隆一 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 室屋 智美			
欠席委員 (0名)				
事務局	事務局長 種村 主幹 竹之内 支局主任 山崎、陣ヶ尾、小山田、山下、川島、溝川、小村、田代、栗須 専門員 東中川、高山、吉満、折田、福元 主査 迫、上崎 主任 指宿、矢崎、米倉、真方 主査 遠矢			
農政総務課				
議題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農用地利用集積等促進計画に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件			
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 5 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について			

議長	<p>開会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和7年度第7回総会を開催いたします。</p> <p>まず、議案の修正がありますので、事務局より報告をお願いします。</p> <p>郡山支局</p> <p>資料の修正をお願いいたします。</p> <p>議案書11ページ番号15の現況地目が田となっていますが、畑に修正をお願いいたします。それに伴い合計も田1筆から畑1筆に修正をお願いします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中19人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりませんが、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、押領司委員、林委員にお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
----	--

議題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1ページ～4ページ 11件	
議長	それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、2番委員お願いします。
2番委員	ご報告します。 番号1号、申請事由：労力不足、相手要望、権利の種別：所有権移転、売買。 この件について補足説明いたします。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、10年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。 以上です。
議長	次に、伊敷、19番委員お願いします。
19番委員	ご報告します。 番号2号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議長	次に、吉田、10番委員お願いします。
10番委員	ご報告します。 番号3号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議長	次に、喜入、17番委員お願いします。
17番委員	ご報告します。 番号4号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号5号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、従来より本市において営農経験があることから、新規就農には該当しません。 以上です。
議長	次に、松元、16番委員お願いします。

1 6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 6 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号 7 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号 8 号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号 9 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号 10 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、3 番委員お願いします。
3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 11 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料 1 にありますように、今回の第 3 条案件の全ては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」 1 件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題 2. 農地転用事業計画変更に関する件</p> <p>5 ページ 1 件</p>	
議 長	<p>次に、議題 2. 「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。</p> <p>議題 3. 「農地法第 4 条許可申請に関する件」 松元の番号 1 号の案件が、この事業計画変更に関連するので併せて、審議していただきたいと思います。</p> <p>それでは、松元、16 番委員お願いします。</p>

16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、変更前：建売住宅10棟736.94m²、庭敷地等1,796.74m²、通路428.32m²、変更後：宅地分譲10区画2,533.68m² 通路428.32m²、申請事由：当初計画は建売住宅10棟で計画をしていたが、資材高騰などの影響で計画通りに実施できず、特定建築条件付土地に計画を変更し、売却しやすい環境を整え、収益増加及び経営安定化を図る為。権利の種別：所有権移転、許可日：令和7年3月13日、許可番号：農委第0685-27号。</p> <p>この件は、6ページの第4条、番号1と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。</p> <p>番号1号、用途・施設：宅地分譲10区画2,533.68m²、通路428.32m²、周囲の状況及び被害防除計画：東・西…里道、他人畠、南…他人畠、市道、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2、「農地転用事業計画変更に関する件」1件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>また、議題3、「農地法第4条許可申請に関する件」番号1号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
議題3. 農地法第4条許可申請に関する件 6ページ 1件	
議長	<p>次に、議題3、「農地法第4条許可申請に関する件」の1件ですが、先程、議題2と併せて審議が終了しております。</p>
議題4. 農地法第5条許可申請に関する件 7ページ～12ページ 16件	
議長	<p>次に、議題4、「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、2番委員お願いします。</p>

2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟54.65m²、庭敷地等333.35m²、周囲の状況及び被害防除計画：東…雑種地、西…農道、貸人畑、南…宅地、北…貸人畑、他人畑、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…公共下水道、権利の種別：使用貸借権。</p> <p>番号2号、住家1棟112.62m²、庭敷地等386.38m²、東…他人畑、西…宅地、南…原野、北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、住家1棟87.77m²、庭敷地等176.23m²、東…他人田、西…里道、宅地、南…水路、北…宅地、他人田、境界…コンクリート擁壁、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、住家1棟100.41m²、庭敷地等392.59m²、東・西…宅地、南…市道、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、住家1棟87.55m²、庭敷地等320.06m²、東…市道、西…他人畑、南…渡人畑、北…山林、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、車両置場335.00m²、資材置場266.00m²、法面147.00m²、転回場等591.00m²、東…市道、西…他人畑、南…宅地、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、住家1棟66.24m²、庭敷地等233.84m²、東…市道、宅地、西・南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、宅地分譲2区画324. 00m²、東…渡人畠、西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、材木保管場所300. 00m²、転回場等614. 00m²、東…宅地、他人田、西…他人田、水路 南…水路、北…農道、境界…防護柵、雨水…自然流下、賃貸借権。</p> <p>この件について補足して説明します。</p> <p>借人は県外で林業を営んでいる法人で、申請地近くで伐採を請負っており、材木保管場及びトラック転回場として使用するものです。</p> <p>申請地は、転用許可を受けないまますでに材木が搬入されていたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。申請人には、転用を行う場合は農地法の許可を受けなければならぬことと、今後このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>なお、申請地の農地区分は「農用地区域内農地」であるため、転用は原則不許可ですが、不許可の例外である「一時転用」にあたるものです。転用期間終了後は元の農地へ復元することとなります。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、16番委員お願いします。
16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、住家1棟66. 66m²、庭敷地等242. 34m²、東…宅地、西…宅地、他人畠、南…市道、北…他人畠、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、宅地分譲1区画245. 00m²、東…市道、西…私道、南…水路、市道、北…宅地、境界…コンクリート擁壁、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、宅地分譲2区画757. 00m²、東・北…市道、西…他人畠、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、宅地分譲2区画415. 00m²、東・南…他人畠、西…山林、北…私道、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号14号、宅地分譲2区画451. 00m²、東・西・南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、3番委員お願いします。

3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、住家1棟110. 96m²、庭敷地等204. 21m²、東…他人畑、西・南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号16号、通路155. 88m²、東…渡人畑、西・北…私道、南…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号9号は、農用地区域内農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第5条許可申請に関する件」16件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農用地区域内農地である番号9号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
議題5. 非農地認定に関する件 13ページ～16ページ 11件	
議 長	<p>次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、5番委員お願いします。</p>
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、2番委員お願いします。</p>
2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号3号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号4号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号5号、調査結果：住家1棟、約60年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、19番委員お願いします。</p>

19番委員	ご報告します。 番号6号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号7号、調査結果：4523-1、4527、4561-1：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。5376、5479：杉、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。
議長	次に、吉田、10番委員お願いします。
10番委員	ご報告します。 番号8号、調査結果：住家1棟、25年経過、現況宅地。 以上です。
議長	次に、松元、16番委員お願いします。
16番委員	ご報告します。 番号9号、住家1棟、15年経過、現況宅地。 番号10号、ニガ竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。
議長	次に、郡山、3番委員お願いします。
3番委員	ご報告します。 番号11号、唐竹・コサン竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。
議長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3、「非農地認定に関する件」11件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
議題6. 農用地利用集積等促進計画に関する件 別冊資料2 9件	
議長	次に、議題6、「農用地利用集積等促進計画に関する件」を審議します。別冊資料2です。 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>議題6.「農用地利用集積等促進計画に関する件」について説明します。</p> <p>別冊資料2をご覧ください。</p> <p>令和7年12月1日から貸付予定の農地になります。</p> <p>今回は、一括契約が7件、受け手変更が2件でございます、 1ページをご覧ください。</p> <p>一括契約は、賃貸借権5筆、6, 319. 00m²、使用貸借権9筆、 8, 853. 00m²、合計7件、14筆、15, 172. 00m²となっております。</p> <p>設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、3ページから 26ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>次に27ページをご覧ください。</p> <p>この一覧表に載っている農地は、農地バンクと契約をしていた耕作者が農地バ ンクと合意解約の手続きを行い、残期間につきまして、令和7年12月1日から 新たな耕作者に貸付予定の農地になります。</p> <p>出し手については、農地バンクに資料は既に提出しており、再提出の必要がな いため、出し手の資料は添付しておりません。</p> <p>賃貸借権2筆、3, 465. 00m²、使用貸借権1筆、743. 00m²、合計 2件、3筆、4, 208. 00m²となっております。</p> <p>設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、28ページか ら33ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>今回は、合計9件、17筆、19, 380. 00m²となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積等促 進計画に関する件」9件につきましては、原案どおり承認することに決定いたし ます。</p>
<p>議題7. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件</p> <p>別冊資料3 2件</p>	
議長	<p>次に、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」 を審議します。別冊資料3です。</p> <p>まず、吉田、10番委員お願いします。</p>

10番委員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、山林</p> <p>4. 現況、申出地は、東佐多町桑水流地区にあり、吉田支所から北東へ約3.6kmに位置し、東・西・南側は用悪水路、北側は農道に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、16番委員お願いします。
16番委員	<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、石谷町中尾地区にあり、松元支所から北東へ約2.9kmに位置し、東側は雑種地、西側は渡人畑、南側は市道、北側は山林に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」2件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 17ページ～20ページ 4件	
議 長	次に、報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、2番委員お願いします。
2 番 委 員	報告します。17ページです。 照会日：令和7年9月1日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和7年9月16日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、伊敷、19番委員お願いします。
1 9 番 委 員	報告します。18ページです。 照会日：令和7年8月19日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和7年9月2日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、喜入、17番委員お願いします。
1 7 番 委 員	報告します。19ページです。 照会日：令和7年9月2日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和7年9月16日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、松元、16番委員お願いします。
1 0 番 委 員	報告します。20ページです。 照会日：令和7年8月26日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和7年9月8日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 21ページ～23ページ 11件	
3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 24ページ～30ページ 16件	
4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 31ページ～32ページ 3件	
5. 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 33ページ～46ページ 21件	

議長	<p>次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 報告事項5「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>21ページをお開き下さい。 報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は11件です。 登記地目別では、田24筆、13,198.00m²、 畑18筆、10,629.00m²、合計42筆、23,827.00m²となっております。取得した事由別数は、相続が11件、権利の種別は、所有権が11件。農業委員会によるあっせん等は、有が2件、無が9件となっております。 22ページから23ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、24ページをお開き下さい。 報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理したものです。 転用目的別では、第4条関係では、上から順に一般住宅が3件、店舗等が2件、合計5件となっております。 第5条関係では、上から順に一般住宅が9件、駐車場、その他が各1件、合計11件となっております。 25ページから26ページは4条関係5件、27ページから30ページは5条関係11件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、31ページから32ページをお開き下さい。 報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。 吉田、松元、郡山地区で各1件、合意解約の通知が出ております。 お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、33ページをお開き下さい。 報告事項5 農用地利用集積等促進計画に関する報告についてです。 これは、先に開催した総会において、「同計画に関する件」として、審議いただいた件について、県知事の認可があったことを報告するものです。 右側の一番下になります。 賃貸借権9件、12筆、15,806.00m²、使用貸借権12件、33筆、23,167.00m²、合計21件、45筆、38,973.00m²です。 34ページから46ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。 お目通しをお願いいたします。</p>

6. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料4 112件	
議長	<p>次に、報告事項6「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について別冊資料4、です。</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項6「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について報告いたします。</p> <p>別冊資料4ご覧下さい。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計112筆の非農地判断を実施して頂いております。</p> <p>実施結果に基づきまして、備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。関係部署については総会終了後に通知する予定です。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時30分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度第8回総会（月例）開催日時は、 10月28日（火）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室 11月総会の日程が変更になりました。 令和7年度第9回総会（月例）開催日時は、 11月26日（水）午前10時開会 教育総合センター2階 女性会館
議長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午前10時35分）</p>